

若桜町監発第47号
平成31年2月28日

若桜町長 矢部 康樹 様
若桜町議会議長 川上 守 様

若桜町監査委員 藤原 重明

同 山本 安雄

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 監査の実施日 平成31年2月26日(火)
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲
 - (1) 議会事務局の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - ① 所管事務の状況について
 - ② その他、所管に関すること
 - (2) ふるさと創生課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - ① ふるさと納税のしくみ等について
 - ア・寄付の方法、流れについて
 - イ・返礼品について
 - ウ・その他
 - (3) 全課の工事等の進捗状況の確認を行った。
- 4 監査の着眼点
 - (1) 法令を遵守して事務事業が執行されているか。
 - (2) 工事等は遅滞なく計画的に進められているか。
- 5 監査の結果
 - (1) 議会事務局の所管事務については、指摘事項は特になし。
 - (2) ふるさと納税のしくみ等について、資料を基に説明を受けた。寄付者が寄付金の使途を選択しやすいよう活用する事業を明確にしたり、寄付金の活用状況などが具体的に分かるようにしたりするなど、ホームページの内容見直しと更新、パンフレット作成の際の工夫が必要と考える。
 - (3) 工事等の進捗管理を徹底されたい。

以上